明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指定入札機関に関する省令（経済産業五）　一
〔告　示〕
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程の制定の件（国土交通八一）　四
○既存住宅状況調査方法基準の制定の件（同八二）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、独立行政法人都市再生機構関係　五
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省令

○経済産業省令第五号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三十九条第一項、第四十二条第二項、第四十五条第一項及び第二項並びに第五十一条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指定入札機関に関する省令を次のように定める。

平成二十九年二月三日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指定入札機関に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（指定の申請）

第二条　法第三十九条第一項の規定により入札業務を行う者として指定を受けようとする者（以下この条において「指定申請者」という。）は、様式第一による申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　次に掲げる指定申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類

イ　一般社団法人　社員の氏名及び略歴（社員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類

ロ　一般財団法人　評議員の氏名及び略歴を記載した書類

三　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

四　入札業務の実施に関する計画及び費用の見込みを記載した書類

五　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

六　役員の氏名及び略歴を記載した書類

七　役員及び職員の配置の状況並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類

八　現に行っている業務の概要を記載した書類

九　役員が法第四十条第二号イ及びロに該当する者でない旨を誓約する書類

十　指定申請者が法第四十一条第四号の規定に適合することを説明した書類

2　経済産業大臣は、前項各号に掲げるもののほか、指定申請者に対し、指定のために必要な書類の提出を求めることができる。

（入札業務規程の記載事項）

第三条　法第四十二条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　入札業務を行う時間及び休日に関する事項

二　入札業務を行う事務所に関する事項

三　入札業務の実施方法に関する事項

四　手数料の収納の方法に関する事項

五　保証金の収納、管理、返還及び国庫への納付の方法に関する事項

六　指定入札機関の役員の選任及び解任に関する事項

七　入札業務に関する秘密の保持に関する事項

八　入札業務に関する公正の確保に関する事項

九　入札業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項

十　前各号に掲げるもののほか、入札業務に関し必要な事項